【承継人代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【承継人代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】 【氏名又は名称】

【譲渡人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

14 承継人について代理人の選任の届出を商標登録出願により生じた権利の承継の届出と同時にするときは、「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 15 譲渡人だけで届け出るとき(権利の承継を証明する書面がその謄本若しくは抄本であって認証のあるもの又は譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したものであるときに限る。)は、承継人の印及び識別ラベル(承継人が法人の場合にあっては【代表者】の欄並びに印及び識別ラベル)及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、承継人だけで届け出るとき(備考19に該当するときを除く。)は「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。ただし、備考19に該当するときは、登録権利者が承諾書を添付して申請をするとき若しくは登録権利者又は登録義務者が商標登録令施行規則第4条の3に規定する書面を添付して申請をする場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。
- 16 団体商標の商標登録出願により生じた権利の承継の届出をするときは、登記事項証明書等の商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。

- 17 地域団体商標の商標登録出願により生じた権利の承継の届出をするときは、次の書面及び書類を添付する。
 - イ 商標法第7条の2第1項に規定する組合等であることを証明する書面として、登記事項証明 書等及び同項の定めが規定されている組合等の設立根拠法律の写し。この場合において、当該 写しに代えて「【氏名又は名称】」の欄(「【代表者】」の欄を設けたときはその欄)の次に「【法人の 法的性質】」の欄を設けて、当該設立根拠法律の該当条文その他必要な事項を記載することがで きる。
 - 口 商標法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明する書類として、出願に係る商標構成中の地域の名称と商標の使用をしている商品(役務)との密接な関連性を示す新聞、雑誌、書籍等の記事若しくはパンフレット、カタログ、広告又は商品(役務)に関する商標の使用規則等
- 八 商標法第7条の2第1項の規定による商標登録を受けようとする商標が使用された結果自己 又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されて いることを証明する必要があるときは、それを証明する書類
- 18 商標法施行規則第9条第2項の規定により、2以上の商標登録出願により生じた権利の承継の届出を一の書面でするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示(事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。

【別紙】

商願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇、商願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇、

商願〇〇〇一〇〇〇〇〇、商願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇、

- 19 商標法施行規則第9条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領により記載する。
- イ「【書類名】」を「商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする(ホに該当するときを除く。)。
- 口「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【商標登録出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る登録番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号(事件の表示又は商標登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。

【商標登録出願人名義変更届に係る事件の表示】

商願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇、商願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇、

商願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇、商願〇〇〇〇一〇〇〇〇〇、

【移転登録申請に係る商標登録番号】

商標登録第○○○○○○号、商標登録第○○○○○○号、

商標登録第○○○○○○号、商標登録第○○○○○号、

- ハ 「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本商標権の移転」のように記載する
- 二 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人(登録権利者)】」、「【承継人及び申請人(登録権利者)代理人】」、「【譲渡人及び申請人(登録義務者)代理人】」とする(ホに該当するときを除く。)。
- ホ 相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「商標登録出願人名 義変更届及び移転登録申請書(一般承継)」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」、「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、被承継人の住所(居所)及び氏名(名称)を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。